

感染症対策指針

児童発達支援・放課後等デイサービス いっぱ

事業所は、利用者の健康と安全を守るための支援が求められる障害福祉サービス事業者として、感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用者の健康と安全を継続的に守るため、本指針を定める。

1. 基本的な考え方

感染予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応等について、事業所における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で質の高い障害福祉サービス支援の提供を図ることができるよう、感染対策マニュアル・感染症発生時業務継続計画（BCP）などのマニュアル、社会的規範を遵守するとともに、当事業所における適正な感染対策の取り組みを行う。

2. 感染予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応等の整備

(1) 平常時の対策

①「感染対策委員会」を設置・運営し、敵愾的な感染予防・再発防止策等を整備する体制の構築に取り組む。

②職員の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、特に職員が感染源となることを予防し、利用者及び職員を感染の危機から守ることを目的とした「感染対策指針」を整備する。また、「日常支援にかかる感染管理」として、以下の項目を定める。

- ・利用者の健康管理
- ・職員の健康管理
- ・標準的な感染予防対策
- ・衛生管理

③職員教育を組織的に浸透させていくため、全職員を対象に、年2回以上の「研修」（入職時を含む）定期的に実施する。

④平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針に基づき、全職員を対象に年1回以上の「訓練」を定期的に実施する。

⑤感染対策委員会を中心に、感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通じて課題を見つけ出し、定期的に指針を見直し、「指針の更新」を行う。

(2) 発生時の対応

①日常の業務に関して、感染事例又は感染おそれのある事例（以下「感染事例等」という）が発生した場合には、感染対策マニュアルや業務継続計画（BCP）に従い、直ちに「発生状況の把握」に努める。

②感染事例等の発生後は、「感染拡大の防止」として、以下の防止策を実施する。

- ・生活空間・動線の区分け(ゾーニング・コホーティング)
- ・消毒
- ・ケアの実施内容・実施方法の確認
- ・濃厚接触者への対応 など

③感染事例等の発生後は、必要に応じて管理者と協議の上、感染対策業務継続(BCP)等に則り、以下の「医療機関や保健所、行政関係機関との連携」のために、速やかに報告を行う。

- ・協力医療機関:生馬医院 073-422-1458
- ・保健所:和歌山市保健所 健康危機管理班 073-488-5109
- ・指定権者:和歌山市役所 障害者支援課 073-435-1060

④感染事例等の発生後は、必要に応じて管理者と協議の上、感染症発生時業務継続計画(BCP)に則り、以下の「関係者への連絡」を速やかに行う。

- ・利用者家族:利用者名簿参照

3. 変更・廃止手続き

本方針の変更及び廃止は、管理者が行う。

附則

この指針は、令和8年1月1日より施行する。